

平成25年度 地域管理経営計画等に関する懇談会議事次第

日 時： 平成26年3月17日 13:30～15:00
場 所： 北農健保会館 3F 大会議室

1 開 会

2 北海道森林管理局長あいさつ

3 委員の紹介等

4 計画等（案）の説明

・平成25年度策定 地域管理経営計画等（案）の概要

5 意見交換

6 閉 会

地域管理経営計画等に関する懇談会委員名簿

(H25.12.1～H27.11.30)

氏 名	役 職	備 考
大 澤 友 厚	北海道木材産業協同組合連合会 副会長	
岡 崎 朱 実	特定非営利活動法人 環境活動コンソーシアムえこらぼ 代表理事	
柿 澤 宏 昭	北海道大学大学院農学研究院 森林政策学研究室 教授	
芝 野 博 文	東京大学大学院農学生命科学研究科 附属北海道演習林 林長	
渋 谷 正 人	北海道大学大学院農学研究院環境資源学部門 森林資源分野 造林学研究室 准教授	
野呂田 隆 史	北海道森林組合連合会 代表理事副会長	
富士田 裕 子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 植物園 准教授	
牧 野 俊 一	独立行政法人 森林総合研究所北海道支所 支所長	
宮 本 尚	認定NPO法人 北海道市民環境ネットワーク 常務理事	
森 川 純	北海道新聞社本社編集局経済部 編集委員 (第一次産業担当)	
山 内 康 弘	北海道町村会 事務局長	

(五十音順、敬称略)

北海道森林管理局等出席者名簿

局長 次長 総務企画部長 計画保全部長 森林整備部長 森林環境保護技術分析官 調査官 調査官 企画課長 業務調整課長 計画課長 保全課長 治山課長 森林整備第一課長 森林整備第二課長 資源活用第一課長 資源活用第二課長 技術普及課長 上川中部森林管理署長 上川南部森林管理署長 網走西部森林管理署長 網走西部森林管理署西紋別支署長 十勝東部森林管理署長 十勝西部森林管理署長 十勝西部森林管理署東大雪支署長	古久保 田中 安樂 平野 河野 安室 内田 是松 尾前 川島 中山野 山林崎 小西 高尾 清津 島津 中島 浪岡 西川 荻原 小嶋 田山 横井 金崎 岡崎 根布谷 岩田 禎一 聡
北海道水産林務部 森林計画担当局長 北海道水産林務部 林務局森林計画課 計画推進グループ 主幹	英謙 勝均 一 正敏 雅幸 幸太 幸 秀 隆 泰章 保晃 計聡 誠正 禎一 聡

事務局

業務調整課
計画課

地域管理経営計画等に関する懇談会の設置要領

(目的)

第1条

国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画並びに国有林野施業実施計画（以下「地域管理経営計画等」という。）の樹立又は策定若しくは変更に当たり「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」の第5及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（以下「運用通知」という。）第4の1、並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項を踏まえて、学識経験を有する者からの意見を聴取するため「地域管理経営計画等に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条

懇談会は「運用通知」第4の1並びに「国有林野管理経営規程」第6条第7項及び第14条第5項に規定する学識経験を有する者から構成され、その委員は北海道森林管理局長が任命する。

(任期)

第3条

- 1 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(懇談会の開催)

第4条

懇談会は、森林管理局長が以下の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 地域管理経営計画等を策定又は変更するとき。
- (2) 国有林の地域別の森林計画を樹立又は変更するとき。
- (3) その他、森林管理局長が必要と認めたとき。

(事務局)

第5条

懇談会の事務局は、地域管理経営計画に係る事務にあつては北海道森林管理局総務企画部業務調整課、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画に係る事務にあつては計画保全部計画課に置くものとする。

(附則) この要領は平成11年1月22日から施行する。

(附則) この要領は平成15年12月17日から施行する。

(附則) この要領は平成17年12月1日から施行する。

(附則) この要領は平成25年11月29日から施行する。